

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

- (ア)○ 個人情報を取得する場合、契約締結前にその利用目的を明示しなければならない。
- (イ)○ 個人情報では、原則、死者の情報は対象外である。
- (ウ)○ 引用において、自ら作成部分が「主」で、引用部分が「従」でなければならない。
- (エ)× 講演会の参加費が無料であっても、著作権者の承諾は必要である。

問2 正解 2

ファイナンシャル・プランニングのプロセス（6ステップ）は、以下のとおり。

(エ) 顧客にファイナンシャル・プランニングで提供するサービス内容や報酬体系などを説明し、了解を得る。

↓

(オ) ヒアリング調査等により顧客および家族の情報、財政的な情報等を収集し、顧客の財政的な目標を明確化する。

↓

(ア) 顧客のキャッシュフロー表などを作成し、将来の財政状況の予測・分析等を行う。

↓

(カ) 顧客の目標を達成するために必要なプランを作成し、顧客に提案書を提示して説明を行う。

↓

(ウ) 作成したプランに従い、顧客が行う金融商品購入等の実行を支援する。

↓

(イ) 顧客の家族構成などの環境の変化や税制改正に応じ、定期的にプランの見直しを行う。

【第2問】

問3 正解 1

- ・ 11月11日のG A株式の売却取引に関する受渡日は（ア 11月13日）である。
- ・ 11月24日の買付後におけるG A株式の譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価額は（イ 1,200円）である。

<解説>

（ア）受渡日は、約定日を含め稼働日3日後であるため、11月13日（金）となる。

（イ）譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価格は、売却までに買い付けた株の平均単価となる。

① 10月20日までの取得単価

9月28日 900円×100株＝90,000円

10月20日 1,200円×200株＝240,000円

$(90,000円 + 240,000円) \div (100株 + 200株) = 1,100円$

② 11月24日購入額

1,300円×200株＝260,000円

③ 11月24日買付後の取得単価を求めるには、①の株数から11月11日売却分を考慮しなければならない。→ 100株売却のため株数をその分減らす。

・ 11月11日売却後の株数 … $(100株 + 200株) - 100株 = 200株$

・ 11月11日売却後の残高 … $1,100円 \times 200株 = 220,000円$

・ 平均単価： $(220,000円 + 260,000円) \div (200株 + 200株) = \underline{1,200円}$

問4 正解 1.75（％）

<資料>より

・ 表面利率：年1.25％

・ 購入価格：100.00円

・ 売却価格：102.00円

・ 所有期間：4年

以上から所有期間利回りを求める。

$$\text{所有期間利回り（％）} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間（年）}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{所有期間利回り（％）} &= \frac{1.25 + \frac{102.00 - 100.00}{4}}{100.00} \times 100 \\ &= \underline{1.75\%} \end{aligned}$$

問5 正解 748,387（円）

- ・外貨ベースの税引き後元利合計

$10,000 \text{ 豪ドル} \times \{1 + (0.004 \times 12 \text{ カ月} / 12 \text{ カ月} \times 0.8)\} = 10,032 \text{ 豪ドル}$

※利息は月単位で計算するため、年利率0.4%に12ヵ月/12ヵ月を乗じている。

※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。

- ・円ベースの税引き後元利合計（外貨から円転する場合はTTBレートを使う）

$10,032 \text{ 豪ドル} \times 74.60 \text{ 円} = 748,387.2 \text{ 円} \rightarrow \underline{748,387 \text{ 円}}$ （円未満切り捨て）

問6 正解 3

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結の年齢要件	（ア 55歳未満）	満55歳未満
積立期間	（イ 5年）以上の期間にわたり、毎月定期的に積立て	（イ 5年）以上の期間にわたり、毎月定期的に積立て。ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出し可
非課税限度額	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 払込保険料累計額（ウ 385万円）まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して550万円まで	[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額550万円まで
目的外の払出時の取扱い	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分（差益部分）すべてが一時所得として総合課税となる	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] （エ 積立開始時からの利息相当分（差益部分）すべてが20.315%の源泉分離課税となる）

【第3問】

問7 正解 1,115（万円）

＜課税長期譲渡所得の金額の計算＞

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除}$$

＜資料＞より

- ・譲渡価額 4,500万円
- ・譲渡費用 160万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。
- ・取得費に関しては不明のため概算取得費で計算する。

$$\text{概算取得費} = \text{譲渡価額} \times 5\% = 4,500\text{万円} \times 5\% = 225\text{万円}$$

$$\text{課税長期譲渡所得} = 4,500\text{万円} - (225\text{万円} + 160\text{万円}) - 3,000\text{万円} = \underline{1,115\text{万円}}$$

問8 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 5

		普通借家契約	定期借家契約
契約方法		(ア 制限はない)	公正証書等の書面による
契約の更新		賃貸人に正当事由がない限り更新される	(イ 期間満了により終了し、更新されない)
契約期間	(ウ 1年) 未満の場合	期間の定めのない契約とみなされる	(ウ 1年) 未満の契約も有効である
	(ウ 1年) 以上の場合	制限はない	制限はない

問9 正解 (ア) 2 (イ) 1 (ウ) 3

倉田さん：マンションを購入する予定ですが、土地部分の代金に消費税はかかりますか。

落合さん：土地部分の代金には、消費税が（ア かかりません）。

倉田さん：転居に当たって、事務所を借りる予定です。借主は私です。事務所の賃料に消費税はかかりますか。

落合さん：事務所の賃料には、消費税が（イ かかります）。

倉田さん：住宅ローンの諸費用についてはどうですか。

落合さん：消費税の対象になるものとして、例えば（ウ 融資事務手数料）があります。

問10 正解 3.95 (%)

<解説>

$$\text{実質利回り (\%)} = \frac{\text{1年あたり収益}}{\text{購入費用の総額}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{1年あたり収益} &= \{ \text{賃料} - \text{管理費等} - \text{管理業務委託費 (月額賃料の5\%)} \} \times 12 \text{ヵ月} \\ &\quad - \text{固定資産税等 (年額)} \\ &= \{ 105,000 \text{円} - 12,000 \text{円} - (105,000 \text{円} \times 5\%) \} \times 12 \text{ヵ月} - 65,000 \text{円} \\ &= 988,000 \text{円} \\ \text{実質利回り (\%)} &= 988,000 \text{円} / 2,500 \text{万円} \times 100 = 3.952\cdots \rightarrow \underline{3.95\%} \end{aligned}$$

【第4問】

問11 正解 (ア) 9 (万円) (イ) 170 (万円) (ウ) 110 (万円)

- ・明彦さんが現時点で、足を骨折して12日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 9）万円である。
- ・明彦さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断されて20日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 170）万円である。
- ・明彦さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 110）万円である。

<解説>

（ア）骨折により入院・通院した場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

災害入院給付金	入院1日目から	日額 5,000円
通院給付金		日額 3,000円

$$5,000円 \times 12日 + 3,000円 \times 10日 = \underline{9万円}$$

（イ）がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

疾病入院給付金	入院1日目から	日額 5,000円
手術給付金		入院給付金日額の40倍

<保険証券2>

がん診断給付金		100万円
がん入院給付金	入院1日目から	日額 1万円
がん手術給付金		20万円

$$5,000円 \times 20日 + 5,000円 \times 40倍 + 100万円 + 1万円 \times 20日 + 20万円 = \underline{170万円}$$

（ウ）交通事故で死亡した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>

死亡保険金	100万円
-------	-------

<保険証券2>

死亡給付金（がん以外による死亡）	10万円
------------------	------

$$100万円 + 10万円 = \underline{110万円}$$

問12 正解 3

「2019年6月28日の法人税基本通達の改正により、法人が支払う定期保険等の支払保険料の取扱いが変更されました。原則として、2019年7月8日以後の契約について、定期保険か第三分野保険かの種類を問わず、最高解約返戻率に応じて資産計上期間や資産計上額が決定されます。例えば、被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が（ア 70）%超85%以下の定期保険（保険期間10年）の支払保険料は、保険期間の前半（イ 4）割相当期間においては、その（ウ 60）%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができます。なお、本改正後の取扱いは、2019年7月7日以前の既契約に対して遡及適用（エ **されません**）。」

<解説>

2019年6月の税制改正により、法人契約のうち2019年7月8日以降に締結した長期平準定期保険契約ならびに通増定期保険契約の経理処理について、以下の通り定められた。（最高解約返戻率に応じて4区分となった。）

最高解約返戻率	取扱い		
	資産計上期間	資産計上額	資産取り崩し方法
50%以下	資産計上不要（全額損金算入）		
50%超 70%以下	保険期間の当初40%相当の期間	年間の支払保険料×40%	保険期間の75/100相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
70%超 85%以下		年間の支払保険料×60%	
85%超	保険期間開始日から解約返戻率が最高となる期間の終了日	年間の支払保険料×最高解約返戻率×70%（保険期間開始日から10年経過日までの期間は90%）	解約返戻金が最高となった期間経過後から、保険期間の終了の日まで

問13 正解 3

<資料>より

〔定期保険（無配当）〕は、契約日が2012年4月1日であるため、新契約（2012年1月1日以降に締結）に該当する。<速算表>より、控除額は

・支払金額72,640円×1/4+20,000円=38,160円

〔個人年金保険（税制適格特約付）〕は、契約日が2011年2月1日であるため、旧契約（2011年12月31日以前に締結）に該当する。<速算表>より、控除額は

・支払金額150,380円 → 100,000円超 よって50,000円

38,160円+50,000円=88,160円

問14 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ×

(ア) × <資料1>より、建物・家財等に関する補償 ④水災が×となっているため、補償の対象とならない。

(イ) ○ <資料1>より、建物・家財等に関する補償 ②風災…が○となっており、建物保険金額が1,250万円（免責金額0円）のため100万円の損害は全額補償の対象となる。

(ウ) × <資料2>より、焼失した床面積が延床面積の70%以上となった場合、全損となることが分かる。

(エ) × 地震保険金額は、火災保険金額の30%から50%以内での設定となるため、375万円から625万円（※）の範囲内となる。

※建物火災保険金額1,250万円×30%～50%＝375万円～625万円。

【第5問】

問15 正解 1

退職所得＝{退職一時金－退職所得控除額（※）}×1/2

（※）800万円＋70万円×（勤続年数－20年） 勤続年数1年未満の端数は切り上げ

・退職所得＝{1,250万円－940万円（※）}×1/2＝155万円

（※）800万円＋70万円×（22年－20年）＝940万円

・21年6ヶ月 → 22年

問16 正解 1

減価償却費＝取得価額×定額法の償却率（※1）×9月/12月（※2）

（※1）届出しない場合の法定償却方法は、定額法となる。

（※2）事業供用月数で月割り按分する。

減価償却費＝900万円×0.067×9/12＝452,250円

問17 正解 (ア) ○ (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

(ア) ○ 住宅ローン控除は、2年目以降は年末調整で適用を受けられる。

(イ) ○ 本人が単身赴任をしても、配偶者や扶養親族が居住要件を満たせば、住宅ローン控除の適用を受けられる。

(ウ) × 住宅ローン控除可能額の一部を翌年度の住民税から控除する場合も、住民税の申告は不要である。

(エ) ○ 繰上げ返済の結果、返済期間が10年未満となった場合、住宅ローン控除の適用は受けられない。

問18 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ○

(ア) × 基礎控除は、合計所得金額に応じて控除額が異なる。

(イ) ○ 青色事業専従者の場合、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができない。

(ウ) ○ 配偶者特別控除額は、納税者本人の合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて、控除額が異なる。

(エ) ○ 配偶者控除と基礎控除は同時に適用を受けることができるが、配偶者控除と配偶者特別控除は、どちらか一方しか適用を受けることができない。

【第6問】

問19 正解 (ア) 2/3 (イ) なし (ウ) 1/12

[各人の法定相続分と遺留分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア 2/3)。
- ・被相続人の兄の法定相続分は (イ なし)。
- ・被相続人の母の遺留分は (ウ 1/12)。

<解説>

民法上の法定相続人は、子が相続放棄しているため、配偶者と親となる。また母の遺留分は、 $1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$

問20 正解 (ア) ○ (イ) ○ (ウ) × (エ) ×

(ア) ○ 未払い医療費は、相続財産から債務控除できる。

(イ) ○ お通夜の費用も葬式費用として、債務控除できる。

(ウ) × 香典返礼費用は、債務控除できない。

(エ) × 墓地の購入未払い金は、債務控除できない。

問21 正解 2,510,000（円）

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円} (\ast)) \times 20\% \text{ (一律)}$$

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

<資料>より2019年に父から2,000万円の贈与を受けているため、2020年で使える特別控除額は2,500万円－2,000万円＝500万円となる。

$$\text{税額} = (1,000 \text{万円} - 500 \text{万円}) \times 20\% = 1,000,000 \text{円}$$

- ・叔母からの贈与：暦年単位課税

$$\text{税額} = (\text{贈与を受けた額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) \times \text{税率} (\ast)$$

$$\text{税額} = (800 \text{万円} - 110 \text{万円}) \times 40\% - 125 \text{万円} (\ast) = 1,510,000 \text{円}$$

(※) <速算表> (ロ) を用いる。(叔母は直系尊属ではない。)

- ・2020年分の贈与税額＝1,000,000円＋1,510,000円＝2,510,000円

問22 正解 4

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	(ア 400) m ²	80%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(イ 330) m ²	(ウ 50) %
貸付事業用宅地等	200m ²	

【第7問】

問23 正解 290（万円）

$$\bigcirc \text{年後の予想額 (将来価値)} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の基本生活費 } 281 \text{万円} \times (1 + 0.01)^3 = 289.51 \cdots \rightarrow \underline{290 \text{万円}}$$

問24 正解 400（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2021 \text{年の金融資産残高} = 238 \text{万円} \times (1 + 0.01) + 160 \text{万円} (\ast) = 400.38 \rightarrow \underline{400 \text{万円}}$$

$$(\ast) 2021 \text{年年間収支} = 546 \text{万円} - 386 \text{万円} = 160 \text{万円}$$

問25 正解 3

1. ○ 協会けんぽの出産育児一時金は、双子の場合、2人分支給される。
2. ○ 出産手当金は、出産予定日の翌日から出産日までの日数分も支給される。
3. × 雇用保険の育児休業給付金は、子の1歳（※）の誕生日の前日までの間に支給される。（※）一定の場合は2歳
4. ○ 育児休業給付金は、育児休業を開始した出産日当日から支給される。

【第8問】

問26 正解 18,046,000（円）

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$100\text{万円} \times 18.046 \text{（年利1.0\%、20年の年金現価係数）} = \underline{18,046,000\text{円}}$$

問27 正解 23,220,000（円）

現在の額を複利運用した場合の将来の元利合計は「現在の額×終価係数」で計算する。

$$2,000\text{万円} \times 1.161 \text{（年利1.0\%、15年の終価係数）} = \underline{23,220,000\text{円}}$$

問28 正解 652,000（円）

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$400\text{万円} \times 0.163 \text{（年利1.0\%、6年の減債基金係数）} = \underline{652,000\text{円}}$$

【第9問】

問29 正解 1,800（万円）

$$\text{マンション土地価格} = \text{販売価格} - (\text{建物本体価格} + \text{建物消費税額})$$

マンション販売価格のうち消費税がかかるのは建物のみ（土地は非課税）であるため、消費税額200万円を10%で除せば、建物本体価格が求まる。 $200\text{万円} \div 10\% = 2,000\text{万円}$
よって土地価格 $= 4,000\text{万円} - (2,000\text{万円} + 200\text{万円}) = \underline{1,800\text{万円}}$

問30 正解 3

1. ○ 勤務先の団体定期保険（任意加入型）は、従業員の家族も加入できる。
2. ○ 保険料の支払いは給与天引きとなる。
3. × 申し込みに際しては、告知書のみで、健康診断書の提出は不要である。
4. ○ 1年更新の保険であり、毎年の見直しが可能である。

問31 正解 4

共働きのご夫婦の住宅ローンの借入方法（単独の場合・収入合算で主債務者を健司さんとする場合・ペアローンの場合の例）

	単独	収入合算（連帯保証）	ペアローン	
契約者 （主たる債務者）	健司さん	健司さん	健司さん	梨花さん
連帯保証人	—	梨花さん	梨花さん	健司さん
返済 （口座引落し）	健司さん	健司さん	健司さん	（ア 梨花さん）
団体信用生命 保険加入者	健司さん	（イ 健司さん）	健司さん	梨花さん
住宅ローン控除	健司さん	（ウ 健司さん）	健司さん	梨花さん

問32 正解 1

1. ○ 低解約返戻金型である終身保険の解約返戻金相当額のイメージ図
2. × 定期保険の解約返戻金相当額のイメージ図
3. × 養老保険の解約返戻金相当額のイメージ図
4. × 低解約返戻金型でない終身保険の解約返戻金相当額のイメージ図

問33 正解 4

「育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間に係る健康保険・厚生年金保険の保険料は、（ア 事業主）が育児休業等取得者申出書を日本年金機構（事務センターまたは年金事務所）へ提出することにより、（イ 被保険者・事業主の両方の負担分）が免除されます。保険料の免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月から、育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までとなります。なお、この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、（ウ 保険料を納めた期間）として扱われます。」

問34 正解 （ア）3 （イ）5 （ウ）8

「健司さんが2021年5月に死亡した場合、梨花さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。梨花さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に翼さんを対象とする子の加算額を加えた額です。また、遺族厚生年金の額は、原則として死亡した者の被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分相当額の（ア 4分の3）に相当する額ですが、梨花さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、健司さんの被保険者期間が（イ 300月）に満たない場合は（イ 300月）として計算されます。なお、翼さんが（ウ 18歳）到達年度の末日（3月31日）を経過すると梨花さんの遺族基礎年金は失権しますが、このとき梨花さんは40歳以上であるため、以後の遺族厚生年金に梨花さんが65歳に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。」

【第10問】

問35 正解 7,865（万円）

＜藤原家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	580万円
預貯金等	2,000万円	自動車ローン	80万円
株式・債券・投資信託等	2,660万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	870万円	負債合計	660万円
不動産			
土地（自宅の敷地）	2,060万円	〔純資産〕	(7,865) 万円
建物（自宅の家屋）	715万円		
その他（動産等）	220万円		
資産合計	8,525万円	負債・純資産合計	8,525万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅣ．藤原家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、藤原家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は8,525万円、負債合計は660万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も8,525万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{資産合計} - \text{負債合計} = 8,525\text{万円} - 660\text{万円} = \underline{7,865\text{万円}}$$

問36 正解 2,500,000 (円)

所得控除の額の合計額＝配偶者控除＋扶養控除＋基礎控除＋社会保険料控除
 ＋生命保険料控除＋地震保険料控除
 ＝380,000円 (※1) ＋380,000 (※2) ＋480,000円 (※3)
 ＋1,200,000 (※4) ＋40,000円 (※5) ＋20,000円 (※6)

(※1) 隆之さんの合計所得金額が、900万円以下のため38万円となる。

(※2) その他に1人とあるため、38万円となる。

(※3) 基礎控除は記載はないが、隆之さんの合計所得金額は2,400万円以下であるため48万円となる。

(※4) (※5) (※6) は、源泉徴収票に記載の金額から拾ってくる。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	(受給者番号)										
		(個人番号)										
		(役職名)										
		氏 名	フジワラタカユキ 藤原 隆行									
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額					
給与・賞与	内	8	400	000	円	(省略)	(ア)	内	3	10	800	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	老人	特 定	老 人	そ 他	16歳未満扶養親族の数	特 別	そ 他	内	人	人	人
○		(各自計算)				1 (※2)						
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額			
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	円	
1	200	000	4	000	2	000	6	000				
(※4)			(※5)			(※6)						

問37 正解 6,910,000 (円)

所得の合計額＝給与所得＋雑所得

- ・ 給与所得＝給与収入－給与所得控除額
 ＝840万円－(840万円×10%＋110万円)＝646万円
- ・ 雑所得の金額＝収入金額(原稿料)－必要経費
 ＝50万円－5万円
 ＝45万円
- ・ 所得の合計額＝646万円＋45万円＝691万円 → 6,910,000円

問38 正解 4

- ・ 不動産所得▲30万円のうち、土地取得のための借入金の利子190万円は、損益通算できない。▲30万円＋190万円＝160万円 → 損益通算できる損失はない。
- ・ 譲渡所得のうち、上場株式の譲渡損失は損益通算できない。
 よって損益通算できる損失はない。

問39 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ×

(ア) × 繰上げ請求は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に行わなければならない。

(イ) ○ 繰下げ申出は、老齢基礎年金と老齢厚生年金とで、異なる時期に別々に行うことができる。

(ウ) × 繰下げによる年金額の増額率は、最大で42% (※) である。

(※) $0.7\% \times 12\text{月} \times 5\text{年} = 42\%$

(エ) × 付加年金も繰上げにより減額され、繰下げにより増額する。

問40 正解 2

真理さん（53歳）の自己負担割合は3割である。窓口で支払った医療費が24万円であるので、総医療費は24万円 $\div$ 0.3＝80万円となる。また真理さんは標準報酬月額が47万円であるため、＜資料＞標準報酬月額28万円～50万円に該当し、自己負担限度額は以下の通りとなる。

$80,100\text{円} + (80\text{万円} - 267,000\text{円}) \times 1\% = 85,430\text{円} \cdots$ 自己負担限度額

・高額療養費＝窓口での自己負担分－自己負担限度額＝24万円－85,430円＝154,570円